公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における 登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、

- ①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
- ②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、 を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理

行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日:公布日から2年以内(特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内)

公的給付支給等口座の登録制度等の創設

預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法:預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。

行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

口座情報の利用 : 緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。(68の事務)

登録制度のイメージ

